

第9節 屋外貯蔵所の基準

1 屋外貯蔵所の範囲

屋外貯蔵所は、貯蔵場所及び附属工作物並びに保有空地を規制の範囲とすること。

2 場所

政令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、排水のよい場所」とは、原則として、周囲の地盤面より若干高くするとともに、コンクリート等で舗装した場所又は砕石等で固める等の措置を講じた場所であること。

3 さく

政令第16条第1項第3号に規定する「周囲に設けるさく」は高さ1m程度とすること。

4 排水溝及び貯留設備

屋外貯蔵所の周囲には、原則として、排水溝及び貯留設備もしくは油分離装置を設けるよう指導すること。

5 架台 (H. 8. 10. 15 消防危第125号第4通知)

(1) 架台構造及び貯蔵の方法

第3節(屋内貯蔵所の基準)9の例によること。

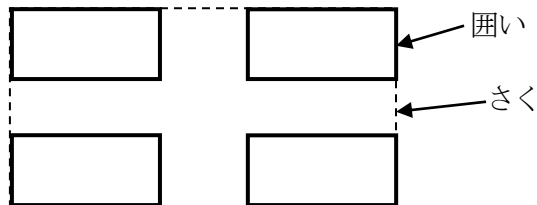
(2) 架台の高さ

規則第24条の10第1項第3号に規定する架台の高さは、周囲の地盤面から架台の最上段までの高さとする。

6 塊状硫黄を貯蔵する屋外貯蔵所

令第16条第1項及び2項の規定によるほか、次によること。

- (1) 政令第16条第1項第3号(さく等の設置)の適用については、囲いをもってこれに代えることができる。この場合、2以上の囲いを設けるものにあつては、囲いの相互間の外縁部分にさく等を設けることができる。(S. 54. 7. 30 消防危第80号通知 第1-3-(1)-ア)



第2-9-1図 さく等の例

- (2) 屋外消火栓設備を設置するものにあつては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切り替えのできる構造のものとする。(S. 54. 7. 30 消防危第80号通知 第1-3-(2)-オ)
- (3) 屋外貯蔵所構造明細書については、囲いの内部の面積(2以上の囲いを設ける場合はそれぞれの囲いの内部の面積及び貯蔵面積)を区画内面積の欄に、囲いの材質を、高さ、構造等をさく等の構造欄に記載すること。

※ 参考通知

「屋外貯蔵所の棚と空地」(S. 40. 4. 6 自消丙予発第60号質疑)

「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(H. 1. 3. 1 消防危第14号通知 第3-9)

「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」(H10. 3. 27 消防危第36号第3通知)